平成25年(行ヒ)第383号上告受理申立事件 上告人兼申立人 深沢洋子ほか32名 被上告人兼相手方 東京都知事ほか4名

証 拠 説 明 書

平成26年 9月 9日

最高裁判所 第一小法廷 御中

上告人兼申立人代理人弁護士 高 橋 利 明 代

同 弁護士 谷 合 周 三

号 証	標目	(原本・写の別)	作成年月日	作 成 者
	意見書「八ツ場ダム訴訟・治水上の争点に関連して」	写	平成26年8月	梶 原 健 嗣
	<u> </u>	証	趣旨	
甲A24号証	本意見書の作成者は、本年6月に、「戦後河川行政とダム開発一利根川水系における治水・利水の構造転換」(ミネルヴァ書房刊)という著作を著わした若手の研究者である。この著作は梶原氏の博士論文からの継続的な研究テーマをまとめたものである。この著作の中では、昭和55年に策定された利根川の基本高水・毎秒2万2000㎡は、カスリーン台風時の氾濫戻しによるとされていたが、今日では、国土交通省や日本学術会議は、その大氾濫を説明することができないなど、利根川の基本高水の策定経緯やその再現計算には大きな疑問があるとの指摘がなされている。そうした著作が公刊されたところから、原告弁護団は、梶原氏に対して、利根川水系の基本高水の策定経緯の問題点と毎秒2万2000㎡という値の合理性等についての所見、そして、八ツ場ダムに期待できる水位減衰効果などのついて所見を求めたところ、同氏は、これを快諾して作成に至ったのが本意見書である。この意見書においては、基本高水の毎秒2万2000㎡に対しては、「計画対象洪水であるカスリン台風洪水が、当時よりも5000㎡/Sも増大して八・斗島を襲うという試算は、全くもって事実の基礎を欠き、不合理である」と指摘され、八ツ場ダムの洪水調整効果については、「引き伸ばし計算」において、「2倍以下」という倍率で計算した場合には、カスリン台風を含めて12例の洪水がモデルとして上がるが、その中で、八ツ場ダムが効果があると認められるのは1洪水にしかすぎず、その水位低減効果は約30cm程度にとどまるとされ、東京都は、「著しく利益を受ける」関係とは認められない旨の所見を述べられている。以上の事実関係を証する書証である。			